

子育て支援センター あなたの子育て応援します

子育て支援事業

市内には、前原「すくすく」と二丈「にこにこ」、志摩「ほかほか」の3つの子育て支援センターがあり「あなたの子育て応援します」をキャッチフレーズに、子育て支援事業を実施しています。

気軽に楽しく参加できる広場や教室、セミナーなどのほか、こんには赤ちゃん訪問などの家庭訪問や出前講座、電話や面接による育児相談を行っています。ぜひ、遊びに来てください。

問い合わせ

糸島市子育て支援センター「すくすく」
☎(321)0464



気軽に参加できる教室などを開催

表1 ●市内の子育て支援センター

地区・名称	住所	電話番号	開所日	時間
前原 すくすく	前原東二丁目1番25号 (伊都文化会館入り口)	(321)0464	月曜日から 土曜日まで	8:30 ~17:00
二丈 にこにこ	二丈深江1362番地の1 (二丈庁舎3階)	(332)2105 090-5285-3969	月・水・ 金曜日	10:00 ~15:00
志摩 ほかほか	志摩初1番地(健康福祉 センターふれあい内)	(327)2941 090-5285-3696	火・木・ 土曜日	10:00 ~15:00

表2 ●市内の子育て支援センター事業一覧

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
午前	すくすく広場	設定教室	すくすく広場	設定教室	年齢別教室	すくすく広場 体験交流
午後	にこにこ広場	ほかほか教室	にこにこ教室	ほかほか広場	にこにこ広場	ほかほか広場
午後	講座・セミナー	すくすく広場	テーマ別教室	すくすく広場	すくすく広場	すくすく広場 体験交流
午後	にこにこ広場	ほかほか広場	にこにこ広場	ほかほか広場	にこにこ広場	ほかほか広場
開催時間	<p>すくすく ● すくすく広場、設定教室、テーマ別教室、年齢別教室、体験交流： 【午前】10時から14時まで、【午後】13時から16時まで</p> <p>にこにこ ● にこにこ広場、にこにこ教室：10時から14時まで</p> <p>ほかほか ● ほかほか広場、ほかほか教室：10時から14時まで</p> <p>※事業の詳細などは、市ホームページや子育て支援情報ういず、ういずカレンダーをご覧ください。</p>					

さんかく情報局

女性人材バンクと男女共同参画推進団体登録の紹介 vol. 2

市では、市民と行政が一体となって行う市民協働での男女共同参画の推進をめざしています。



昨年、ラポールで開催された男女共同参画のための講演

女性人材バンク

市のまちづくりの基礎となる施策や計画を検討する、審議会などの委員候補に登録していただける女性を募集しています。

登録条件

● 登録する
● 審議会などを担当する課

- 登録条件
- ① 糸島市内に居住または勤務する20歳以上の女性
- ② 登録用紙の記載事項を各種審議会などの担当課へ知らせることに承諾する人

男女共同参画推進団体登録

男女共同参画を推進するため市民活動団体を支援し、センターを有効活用するために

登録していただきます。

- 登録する
- ① センターの優先利用
- ② センター使用料の免除(冷房費は別)
- ③ 連絡箱の利用
- 登録条件
- ① 男女共同参画を推進することを目的とする団体。
- ② 総数10人以上で、半数以上が糸島市在住(在勤・在学を含む)。
- ③ センターが行う事業に協働参画すること。
- ④ 政治や宗教活動、営利を目的としないこと。
- ⑤ 会員が女性人材バンクに登録すること。

登録方法

人権政策課、男女共同参画センターに備え付けの登録用紙に必要事項を記入して(団体登録には添付書類が必要)、窓口で申し込み(団体登録はセンターラポールのみ)。
※登録用紙は市HPよりダウンロードできます

申し込み・問い合わせ

人権政策課
☎(332)20075
男女共同参画センターラポール
☎(324)2800

人権コラム

充実ある啓発活動をめざして
社会人権・同和教育指導員
徳永誠



人権問題と啓発活動
今、地域では人権問題に正しい理解と認識を深めるため、住民と学校、行政が一体となり、人権問題講演会や学習会などが開催されています。

これらの開催方法については、主体的に学習する参加・体験型が多くなってきたようです。

それではなぜ、講演会や学習会などの啓発活動が必要なのかについて、私の考えをお話しします。

見えない部分が問題
みなさん、海に浮かぶ「氷山」をイメージしてください。氷山は、見える部分と水面下の見えない多くの部分があります。

まず見える部分ですが、これを実態的差別と考えます。例を挙げると、国民的課題である同和教育をはじめ、障がい者問題、高

齢者問題など、わが国のさまざまな人権問題です。これらの解決には、それぞれ個別的な視点からのアプローチが必要です。問題となるのは水面下の部分です。この部分は、すべての人権問題の根幹を形成する、心理的な差別と考えられます。

迷信や偏見、情報不足など、何の根拠もないことから発生する差別です。つまり、何も確信がないままに人権を侵しているのです。

さらに充実した啓発
この心理的差別を解消するために人権意識を高めることが、人権教育であり人権啓発です。その

ためには、住民と学校、行政が一体になった取り組みが必要だと思えます。

市では、人権問題の解決のため、今まで以上に充実した啓発活動を進めていこうと計画しています。
市民のみなさんに「参加してよかった」「勉強になった」と実感してもらえらるような、人権教育や人権啓発の活動をめざして頑張っていきます。



昨年、人権センターで行われた講演会

糸島市人権・同和教育研究会

2010年度の会員を募集

人権尊重のまちづくりのために、一緒に学びませんか

糸島市人権・同和教育研究会は、地域に根ざした人権・同和教育を推進するため、市民のみなさんが自主的に参加し、活動する団体です。研究会には、5つの分科会があります。

- 同和教育分科会
- 高齢者の人権分科会
- 女性の人権分科会
- 障がい者の人権分科会
- 子どもの人権分科会

年会費 1,000円

申し込み・問い合わせ 事務局(糸島市人権政策課) ☎(332)2075

※申し込みは、各市立公民館でも受け付けます。